

暮らしのお知らせ

税のお知らせ

町税等の納期内納付にご協力をお願いします

町税や介護保険料、後期高齢者医療保険料は、町民の皆さまが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を担っており、福祉や教育、道路整備等、さまざまな事業を進める上で非常に大切な財源です。

町税等は、町民の皆さまに公平に負担をしていただいております。納付されなければ、町の財源が不足し、行政サービスの低下につながります。

また、多くの町民の皆さまにはすでに納期内納付にご協力いただいておりますが、納期経過後も未納となっている場合には、督促状発送等の手間や経費がかかります。納期内納付にご協力をお願いいたします。

■納税相談

病気や失業、事業の廃止等の特別な事情により納期内に納付できない場合は、町民生活課税務係までご連絡ください。

生活状況の聞き取りを行った上で、納付に関する相談を行っています。

■督促状・催告書の送付

町税等を納期限までに納めていない人には、法律に基づき「督促状」を送付し、督促状送付後にも未納がある場合は、「催告書」を送付します。

それでも納めていただけない場合には、法律に基づき、さまざまな債権に関する調査を行い、調査の結果、財産を発見した場合は差押えを執行します。

町税等の納付場所について

町税等は、次の金融機関等で納めることができます。

■納付場所

- ・下川町役場出納窓口
- 指定金融機関
- ・北星信用金庫

収納代理金融機関

- ・北海道銀行
- ・北はるか農業協同組合
- 下川支所
- ・北海道労働金庫
- ・北海道内の郵便局
- またはゆうちょ銀行

QRコードでも納付可能です

納付書に記載されているQRコードから、全国の「地方税統一QRコード」に対応した金融機関でも納付できます（町税のみ）。ぜひご利用ください。

口座振替のご利用を

町税等は、ご指定の預金口座から自動的に引き落とす口座振替で納めることができます。

金融機関の窓口にお金に行く手間や時間が省け、納め忘れの防止にもなり大変便利です。

各納期の最終日にご指定の口座から振替します。振替日が近づきましたら、預金残高をご確認ください。

■対象の税金等

- ・町道民税（個人住民税）
- ・固定資産税
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税
- ・介護保険料
- ・後期高齢者医療保険料
- ※給与特別徴収、年金特別徴収に係るものは除きます。

■対象の金融機関

- ・北星信用金庫（本・支店）
- ・北はるか農業協同組合（下川支所）
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）

■ご利用手続き

ご利用の手続きは、各金融機関または役場町民生活課で行えます。

手続きの際には、「ご指定の預金通帳の口座情報」、「通帳の銀行印」、「納税（納付）通知書」をご持参ください。

ただし、「ゆうちょ銀行」の手続きは、役場では行えないため、郵便局で行ってください。

